

諮問番号：令和2年度諮問第21号

答申番号：令和2年度答申第28号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、認容されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、請求人の子（以下「本件児童」という。）について次の事情を顧みずに行われた原処分（特別児童扶養手当資格喪失処分）は、違法又は不当であると主張しているものと解される。

- (1) 四肢短縮などがあり、巧緻動作ができずバランスもとれない。
- (2) 片足立ちができないため、立ちながら靴を履くとき並びにズボン及び靴下を立ったまま履くときに介助が必要である。
- (3) 歩行時にふらつきがあり、転倒しやすいため、一人で外を歩くのは危険であり、また、足に力が入らないため、冬場の凍結路面を歩くことができない。
- (4) 肩関節が硬いため、服の脱ぎ着が困難であり、リュック等を背負うことや髪を洗うことに介助が必要である。
- (5) ボタンを止めたり、ファスナーを開け閉めすること、箸やスプーンをうまく使うことなどについて介助が必要である。
- (6) 筆記用具を持って字を書くことはできるが、非常に不自由である。
- (7) 握力が弱いため、ペットボトルのキャップを開けること、ドアノブを回すこと、蛇口をひねることなどができない。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 特別児童扶養手当（以下「手当」という。）の支給に係る障害の認定は、特別児童扶養手当認定診断書に基づき、医学的・専門的見地からその原因、諸症状、治療及びその症状の経過、具体的な日常生活状況等により総合的に認定することとされている。
- (2) 請求人が主張する前記1(2)から(7)までに掲げる事情については、請求人が提出した特別児童扶養手当認定診断書（以下「本件診断書」という。）に記載がなかった。

また、同(1)に掲げる事情については、本件診断書に記載されており、日常生活において一定程度の介助が必要であることは認められるが、「関節可

動域」に「強直肢位」がなく、「筋力」に「著減又は消失」のものはないことなどを総合的に判断したものであるから、その事情のみをもって認定を行うことはできない。

- (3) 原処分は、請求人に適用させるべき認定の基準に照らし、処分庁の嘱託医師（以下「嘱託医」という。）の審査判定も得て判断したものであり、違法又は不当な点はない。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 原処分は、本件診断書に基づき、嘱託医の審査判定も得て総合的に判断した上で行われており、法令等の規定に従い、適正に行われたものであるから、違法又は不当な点は認められない。
- 2 障害の認定は特別児童扶養手当認定診断書に基づいて行うこととされているところ、処分庁は、本件診断書の記載内容から、本件児童について、日常生活における援助が一定程度必要であることは認められるものの、その障害の程度は、手当の受給資格となる特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（以下「政令」という。）別表第3に定める障害の状態に該当するとはいえないと認定し、原処分を行ったことが認められる。
よって、請求人の主張は採用することができない。
- 3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張には理由がなく、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和2年10月5日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月13日及び27日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

手当は、障害の程度に応じて重度のものから1級及び2級とする障害等級に該当する程度の障害の状態にある20歳未満の者を監護する父母等に対して支給するものとされ（特別児童扶養手当等の支給に関する法律第1条、第2条第1項及び第5項並びに第3条第1項）、障害等級の各級の障害の状態は、政令別表第3に定められており、「両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの」等が2級とされている。

また、手当の支給に係る肢体の障害による障害の認定は、医学的・専門的見地から、その適正性を確保するため、特別児童扶養手当認定診断書に基づき、現在の状態、医学的な原因及び経過、予後等並びに日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度等を十分勘案しながら、特別児童扶養手当障害程度認定

基準（認定基準）に照らし、総合的に判断するものとされており、具体的には、同診断書に基づいて嘱託医が行った障害判定結果を受けて、処分庁が行うこととなる。

さらに、認定基準において、『両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの』すなわち『両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の用を全く廃したのもの』とは、『両上肢のおや指の用を全く廃した程度の障害があり、それに加えて、両上肢のひとさし指又は中指の用を全く廃した程度の障害があり、そのため両手とも指間に物をはさむことはできても、一指を他指に対立させて物をつまむことができない程度の障害をいう。』等とされている。

なお、この場合における「指の用を廃したのもの」とは、「中手指関節（MP）又は近位指節間関節（PIP）（おや指にあつては、指節間関節（IP））に著しい運動障害（他動可動域が健側の他動可動域の2分の1以下に制限されたもの）を残すもの」等とされている。

そこで本件診断書の記載内容をみると、本件児童については、障害の原因となった傷病が「アペール症候群」であり、全身が運動麻痺で手足の指に変形があるとされ、日常生活における動作の障害程度については、「タオルを絞る」及び「ひもを結ぶ」は「一人では全くできない」とされているものの、「つまむ」は左右とも「一人でできるが非常に不自由」と、「握る」及び「さじで食事をする」の左右、「上衣の着脱（ワイシャツを着てボタンをとめる）」、「靴下を履く」等は「一人でできてもやや不自由」とされるにとどまっている。

処分庁においては、これらの記載からは、本件児童は「両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの」には該当せず、本件児童のその他の肢体の障害についても、認定基準に照らし、総合的にみた場合に、政令別表第3に定める障害等級2級の状態にあるとまではいえないとして、原処分を行ったことが認められる。

しかしながら、本件診断書の両手指の記載内容をみると、握力は右手が測定困難で左手が5.0キログラムとされ、また、手指関節の他動可動域（屈曲）のうち中手指関節（MP）は左右の全ての指で「20度」から「45度」とされ、近位指節間関節（PIP）（おや指にあつては、指節間関節（IP））も左右の全ての指で「0度」とされており、本件児童は、認定基準の「両上肢のおや指の用を全く廃した程度の障害があり、それに加えて、両上肢のひとさし指又は中指の用を全く廃した程度の障害があり、そのため両手とも指間に物をはさむことはできても、一指を他指に対立させて物をつまむことができない程度の障害」の状態にあるというべきである。

そうすると、本件児童は障害等級の2級に該当する程度の障害の状態にあり、請求人には手当の資格が認められるべきである。

したがって、本件審査請求には理由があり、審理員の審理及びこれを踏まえて本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断は妥当とはいえないから、前記第1のとおり、答申する。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子